

岡山県総合教育会議運営要綱（案）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4第9項の規定により、岡山県総合教育会議運営要綱を次のように定める。

（総則）

第1条 岡山県総合教育会議（以下「会議」という。）の運営は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「法」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

（招集）

第2条 知事は、法第1条の4第3項の規定により会議を招集しようとするときは、あらかじめ会議の場所及び日時並びに会議において協議又は調整すべき事項を教育委員会へ通知するものとする。

2 知事は、前項の通知を行ったときは、遅滞なく、当該通知に係る事項を、総合政策局政策推進課のホームページに掲載して公表するものとする。

3 前項の規定は、第1項の通知に係る事項を変更した場合（会議を中止した場合を含む。）について準用する。

（議事進行）

第3条 会議の議事進行は、知事が行う。

（会議の非公開）

第4条 法第1条の4第6項ただし書の規定により会議を公開しないこととした場合は、あらかじめ、その旨を公表することとする。この場合においては、第2条第2項の規定を準用する。

2 前項の規定は、会議の中途において生じた事態により、緊急に会議を公開しないこととする場合は、適用しない。

（議事録）

第5条 知事は、法第1条の4第7項の議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 開会及び閉会に関する事項

(2) 出席者（傍聴人を除く。）の氏名

(3) 協議又は調整に係る事項及びこれに関する出席者の発言

(4) その他知事が必要と認めた事項

2 知事は、議事録を作成したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。この場合においては、第2条第2項の規定を準用する。

（事務局）

第6条 会議の事務局は、総合政策局政策推進課に置く。

（定めのない事項）

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に際し必要な事項は、知事が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 3 日から施行する。